# 石綿工事の流れ・

- ( )の青務又は実施
- ▲:発注者
- ●:元請事業者(有資格者等)
- :自主施工者
- ◎:中野区

大気汚染防止法、同法施行規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

中野区建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散防止等に関する要綱

令和6年2月14日更新 中野区環境部環境課環境公害係 03-3228-5799(直通)

除去作業前 除去作業中 除去作業後 着工前 事前調査 はじめ (※5) (%5, 6)(※4) ( % 4 )(※5) 近隣住民周知報告書 下請負人への特定工事内容の説明 作業基準の遵守 作業記録の作成・保存 事前調査結果記録の作成・保存 作業方法等の掲示 作業計画の作成 近隣住民周知 作業結果等の発注者への書面 事前調査 発注者への作業実施届出内容の説明 計画届出書 事前調査結果の記録の現場 着工前立入検査 作業時の記録 石綿濃度測定 作業実施完了報告書 建築物・ 事前調査結果の発注者への 事前調査結果の自治体への報告 事前調査結果の掲示 作業実施届出書 石綿濃度測定 作業終了時の確認 石綿濃度測定 吹付 し し 工作物の解体 (石綿含有建材使用の有無の調査) ベ石ル綿 保存 (<u>©</u> 1 -・ 2 断熱材等 • 清掃 • 特定工 リフォ 前予約時 N 書面説明 × 告書面写しの保存 の備え置き 事 石綿事前調査結果報告システ ム工事の発注 詳細② 指導 <u>%</u>2 • 成形板等 説明書面写しの保存 様式を兼ねる • • ことも可能 í • 、(塗材含) • 有資格者が実施 環境確保条例の届出対象のみ • 石綿含有な 建材 新たな建材が判明した場合は、 事前調査へ戻る。っ (※1)有資格者=建築物石綿含有建材調査者ほか

## 詳細①

書面・目視による調査において石綿含 有の有無が明らかにならなかった場合 は、分析による調査が必要。ただし、 H18.9.1以降に着工した建築物である ことが判明した場合は、目視・分析の 調査は不要。

### 【報告の対象となる規模要件】

- ・建築物の解体:80㎡以上
- 建築物のリフォーム:100万円以上
- ・特定工作物の解体・改修:100万円以上 石綿の有無は問わない

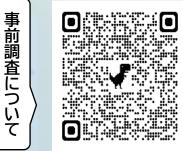
○ 特定粉じん排出等作業実施届 出関連の提出は事前予約が必要。

○戸別配布・説明会開催など、周 知方法は問わない。

### 【周知範囲】

建築物の高さの範囲又は敷地境 界線から10mの範囲のどちらか広

### 詳細は区冊よりご確認ください





作業実施届出関連

(※2)特定粉じん=石綿(アスベスト)

特定工事=特定粉じん排出等作業を伴う建設工事 (※3)事前調査後すみやかに、遅くとも工事着手前までに (※4)工事開始~終了までの期間、継続して掲示が必要 (※5)特定粉じん排出等作業実施届出書等の提出及び近隣 住民周知は除去作業開始の日の14日前(中14日)までに (※6)環境確保条例の届出対象となる要件は、吹付け石綿 の使用面積が15㎡以上もしくは吹付け石綿、石綿含有断熱 材等が使用されている建築物の延べ面積又は工作物の築造 面積が500㎡以上である場合

(※7)近隣住民周知、掲示板設置後すみやかに

(※8)特定粉じん排出等作業完了後すみやかに